

☐ 補助金の交付申請に関する契約事項

- 1 「柳井市移住支援事業費補助金交付要綱」に基づき、報告及び調査について、市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助事業の遂行に関し、市長から必要な報告又は調査に応じなかった場合：全額
 - (3) 補助金の申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満の間に柳井市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (4) 就業開始日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合（退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 「山口県移住支援事業補助金（創業）交付要綱」に基づく、公益財団法人山口産業振興財団からのやまぐち創業補助金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (6) 地方学生就職支援事業の交付決定者が、申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (7) 補助金の申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に柳井市以外の市区町村に転出した場合：半額

- ☐
- 「やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「山口県移住支援事業（創業）」、「柳井市移住支援事業費補助金交付要綱」に係る個人情報の取扱い

山口県及び柳井市は、「やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「山口県移住支援事業（創業）」、「柳井市移住支援事業費補助金交付要綱」の実施に際して得た個人情報について、山口県及び柳井市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び柳井市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住補助事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。